

京都市告示第133号

地方自治法第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動を円滑に行うための地縁による団体として、次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和5年5月17日

京都市長 門川 大作

1 団体の名称

船塚町中部町内会

2 規約に定める目的

会は地域住民の親睦を図り、自主的な共同活動によって良好な地域社会の維持及び形成を図る事を目的とし、次の活動を行う。

- (1) レクリエーション、運動会、文化活動等住民相互の親睦を図る行事の開催に関する事
- (2) 葬儀等の際の互助に関する事
- (3) 交通安全、防犯、防火等に関する事
- (4) ごみ処理、排水等保健衛生に関する事
- (5) 所有する資産の維持管理及び運営に関する事
- (6) その他、会の目的に必要な事業及び連絡に関する事

3 区域

京都市中京区西ノ京船塚町9番地1、9番地13～19、12番地5～14、12番地25、14番地4、14番地8～9、14番地11、15番地12～13、15番地53、15番地55、16番地3、16番地6、16番地46～49、17番地2～3、17番地33、17番地35～37の区域

4 主たる事務所

京都市中京区西ノ京船塚町12番地25

5 代表者の氏名及び住所

木村 直樹

京都市中京区西ノ京船塚町17番地35

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 認可年月日

令和5年5月12日

(文化市民局地域自治推進室)